

# 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名: インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例(案)

意見募集期間: 令和7年8月19日～9月9日

意見等の提出件数347件(153通)

※複数項目への意見提出を可とし、項目ごとに1件のご意見として集計しました。  
このため、ご意見の通数と件数は一致しません。

区分件数	件数
条例案に反映	21
条例案に既に盛り込み済み	18
今後の検討課題	81
検討したが原案を維持	142
その他	85

ご意見の記載に当たり、趣旨が同じご意見はまとめた上で、趣旨を踏まえて要約しています。

番号	意見等の概要	件数	県の考え方
<b>1 条例制定の意義</b>			
1	条例制定の意義が分からない。	4	【その他】 本条例の意義は、ネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別的言動等の発信及び拡散による人権侵害が跡を絶たず、深刻な社会問題となっていることから、誹謗中傷等を行わないこと等を県民の責務として定めるとともに、啓発や相談体制の整備、不当な差別への対応などの県が取り組むべき施策を定め、インターネット上の人権侵害を許さない社会の実現に向けた取組を県全体で目指すこととする点にあります。
2	情報流通プラットフォーム対処法(以下「情プラ法」という。)についても問題が指摘されているのに、条例制定に踏み切ってよいのか。	1	
3	誹謗中傷、プライバシー侵害、不当な差別は、憲法の基本的人権に対応する事案ではないため、人権侵害ではない。	1	【検討しましたが原案を維持します】 誹謗中傷、プライバシー侵害、不当な差別などは、個人の尊厳を侵害するとともに、名誉権、プライバシー権などの人格権や、平等な扱いを受ける権利を侵害する重要な人権問題であると考えております。
4	実効性ある措置が求められる。	2	【その他】 効果的な啓発、相談支援等の実施に努め、インターネット上の人権侵害を許さない社会の実現に向けた取組を県全体で目指します。
5	不当な差別に対する条例ではなく、誤情報、誹謗中傷対策の条例として練り直して欲しい。	1	【既に盛り込み済みです】 本条例は不当な差別のみに対する条例ではなく、誹謗中傷等による人権侵害の防止も対象としており、効果的な啓発や被害者に寄り添った相談支援等を実施してまいります。

<b>2 定義 (第1条)</b>			
1	人権侵害情報に故人が含まれるのか。	1	【その他】 故人に係る情報であっても、当該情報が流通することで遺族等の権利を侵害すると認められるものは、本条例における人権侵害情報に該当します。
2	偽・誤情報も条例の対象にすべき。	1	【既に盛り込み済みです】 本条例は人権侵害防止を目的としており、あらゆる偽・誤情報を対象としているわけではありませんが、偽・誤情報についても、他人の権利を侵害すると認められる場合は本条例における人権侵害情報に該当すると考えております。
3	性的指向、ジェンダーアイデンティティは「信条」に含まれるため、規定する必要はない。	1	【検討しましたが原案を維持します】 人種等の属性の定義については、法務省の「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領」等を参考に定めております。
4	人権侵害情報に、名誉毀損や名誉感情侵害が含まれることを明記すべき。	19	【検討しましたが原案を維持します】 名誉毀損や名誉感情侵害は、誹謗中傷等による「権利侵害」であり、「他人の権利を侵害する」に含まれます。
5	誹謗中傷の定義を置くべき。	4	【検討しましたが原案を維持します】 悪口を言い相手を傷つけることという辞書的な意味と異なる意味で解釈・運用する趣旨ではないため、定義は置いていません。
6	不当な差別的取扱いの定義を置くべき。	1	【検討しましたが原案を維持します】 人種等の属性を理由として、不利益な扱いをすることを指します。多数の法律で定義を置かず用いられており、その用例に従っております。

番号	意見等の概要	件数	県の考え方
7	「信条、社会的身分、門地、疾病」は属性ではない。また、「誹謗中傷」、「侮辱」、「又は誘発すると認められるもの」は削除すべき。	1	【検討しましたが原案を維持します】 人種等の属性や人権侵害情報の定義については、法務省の「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領」等を参考に定めております。
8	属性を有しているとみなされた者が受けるみなし差別や、関係者であるために受ける関係者差別の視点を入れるべき。	1	【既に盛り込み済みです】 みなし差別、関係者差別の場合についても、「人種等の属性を理由とした」ものに該当すると考えております。

3 責務(第2～5条)			
1	県が市町に責務を課すのはおかしい。	1	【検討しましたが原案を維持します】 社会全体でインターネット上の人権侵害の防止に取り組むための規定であり、県民、事業者、市町に対して、努力義務の形で協力を求めるものです。なお、努力義務は法的拘束力を持たず、従わない場合でも罰則等はありません。
2	県民や事業者に対して、権力への従順を求めない方が良い。	1	【既に盛り込み済みです】 県知事、市町の首長、議員等も県民の一人として、人権侵害行為を行わないよう努めなければならないと考えております。
3	事業者の責務の法的性質や程度が不明。	1	
4	県知事、市町の首長、各議員の責務を追加すべき。	2	【その他】 県民のための相談及び支援の条文を設け、被害者に寄り添った支援の実施に努めます。
5	条例の対象に、議員等の特定公人による発言も含めて欲しい。	1	
6	県知事も誹謗中傷を止める協力をするべき。	1	【既に盛り込み済みです】 事業者による情報発信についても、人権侵害情報に該当する場合は、本条例の対象となると考えております。
7	誹謗中傷に遭った県民に対する実効性の伴う施策が不透明。	1	
8	事業者による情報発信についても対象にすべき。	1	【その他】 発信者が県民か否かを問わず、県民が被害を受けた場合は、相談及び支援の対象となります。
9	県民以外から誹謗中傷を受けた場合の救済措置はあるのか。	1	
10	「地域の実情に応じ」とはどういうことか。	1	【その他】 人権侵害情報には特定の地域に関するもの(部落差別やヘイトスピーチ等)があり、そうした投稿が多い地域は、それらに関する啓発事業を積極的に行うなど、施策の内容に地域の実情を反映させることが考えられます。
11	事業者の定義を明確にする必要がある。	1	【検討しましたが原案を維持します】 県内で事業を行う者という辞書的な意味と異なる意味で解釈・運用する趣旨ではないため、定義は置いていません。
12	県民の責務について、県民に限定せず、「何人も、人権侵害行為をしてはならない」とすべき	1	【検討しましたが原案を維持します】 自治体が条例で定められることには限界がある(属地主義)ため、県民の責務のみ規定していますが、県内外を問わず、社会全体で人権侵害の防止に取り組むことが重要であると考えています。
13	誹謗中傷について、モニタリングも削除要請もせず、どんな防止施策を想定しているのか不明。	1	【その他】 被害者に寄り添った相談支援を実施し、情プラ法の活用等について助言することにより権利救済を図るとともに、誹謗中傷等による人権侵害行為をしないよう啓発等を実施することにより、インターネット上の人権侵害を許さない社会の実現に向けた取組を県全体で目指します。
14	施策策定のための委員会を設置することを明記すべき。	1	【今後の検討課題です】 ご意見は、今後の参考といたします。
15	新たな被害状況に応じて新たな施策を適宜追加策定するという文言も含めて欲しい。	1	【検討しましたが原案を維持します】 国、県、市町で連携を図りつつ、社会情勢の変化にも対応し、効果的な施策を実施できるよう努めます。
16	人権侵害行為は一部の意図的な特定者によるものであるため、県民の責務の条文は削除し、県民への人権侵害行為を行ってはならないと明記すべき。	1	【検討しましたが原案を維持します】 特にインターネット上では、書込みの拡散行為によっても加害者となる場合があるなど、誰も加害者になりうることを踏まえ、県民一人ひとりが人権侵害行為は許されないと認識を深め、これを行わないようにすることが重要であると考えております。

番号	意見等の概要	件数	県の考え方
<b>4 啓発等(第6条)</b>			
1	削除要請だけでなく、教育や啓発に力を入れるべき。	1	【既に盛り込み済みです】 本条例では、①啓発等の実施、②相談体制の整備、③不当な差別への対応という3つを、県の取り組むべき施策として定めております。
2	リテラシーという不明瞭な言葉はやめるべき。	1	【検討しましたが原案を維持します】 リテラシーという言葉は、法律にも用例があり、現代社会においては広く用いられる一般的な用語であると考えております。
3	正確な知識を啓発することが必要。	1	【今後の検討課題です】 ご意見は、今後の参考といたします。
4	特に小中高の教育機関でネット上の人権侵害防止に関する教育を徹底させて欲しい。	1	
5	誹謗中傷を判別しやすくするために、多くの事例を周知して欲しい。	1	
6	啓発は特に学校教育において人権尊重教育の一環として実施されることを望む。	1	

<b>5 相談支援(第7条)</b>			
1	経済的負担の軽減も盛り込むべき。	9	【今後の検討課題です】 経済的支援については、他の被害者支援施策とのバランスや、当事者のうち一方にのみ行政が経済的支援をすることになること等の課題があり、慎重な検討が必要だと考えております。
2	窓口設置を市町に強制しないようにすべき。	1	【その他】 市町に対しては、第5条により努力義務の形で協力を求めています、特定の対応を強いるものではありません。
3	刑事についての支援が抜けている。	1	【既に盛り込み済みです】 相談者からの相談内容に応じて、情報の提供及び助言、専門的な知識又は技能を有する者や関係機関の紹介等による支援を行います。
4	被害者が受けられる支援が手薄に感じる。	1	
5	被害者は県内在住者に限るのか、県内に通勤・通学する人も含むのかなど、被害者の定義を明確にする必要がある。	1	【その他】 第2条に規定されているとおり、人権侵害行為により被害を受けたとする者を指します。県内在住者に限らず、県内に通勤・通学する人も広く対象としています。
6	各プラットフォームに相談窓口のアカウントを作って周知してほしい。	1	【今後の検討課題です】 ご意見は、今後の参考といたします。
7	他府県の模範となるような充実した相談体制を整備して欲しい。	1	
8	相談体制が子どもたちのいじめによる被害の駆け込み先として機能することを期待する。	1	
9	支援の必要性を判断する審査委員会が必要ではないか。	1	【既に盛り込み済みです】 相談内容に応じて、弁護士等により構成するサポートチームにて対応を検討します。

<b>6 モニタリング(第8条)、削除要請(第9条)</b>			
1	削除要請の判断基準、主体、プロセス、透明性の確保について、明確にして欲しい。	1	【既に盛り込み済みです】 削除要請の判断は第11条のとおり、別に定める基準に基づき、県担当部署が行います。透明性の確保については第12条に規定しております。
2	目指すべきは、削除要請の強化ではなく、教育・啓発や相談窓口・救済措置の充実である。	2	【既に盛り込み済みです】 本条例では、①啓発等の実施、②相談体制の整備、③不当な差別への対応という3つを、県の取り組むべき施策として定めております。

番号	意見等の概要	件数	県の考え方
3	対象を不当な差別に限定すべきでない。	17	【検討しましたが原案を維持します】 行政の立場で削除要請を行うことは「表現の自由を委縮させるのではないか」「恣意的な運用につながるのではないか」といった疑念を招く恐れもあること等から、慎重に対応することとし、情プラ法の活用により権利救済を図ることを原則としました。
4	削除要請は表現の自由とのバランスを鑑みて慎重であるべき。	1	一方で、主に集団に向けられる不当な差別については、情プラ法に基づく個人からの削除申出がなされず放置されやすいことが考えられること等から、例外的に、行政が削除要請を実施し、差別の助長・誘発の防止を図ることとしました。
5	削除要請までの期間を設けるべき。	1	【今後の検討課題です】 表現の自由等に配慮しつつ、可能な限り迅速な対応に努めます。
6	人権侵害行為に知事、県職員、県議、国会議員が関わっている場合の判断をどうするのか。	1	【その他】 他の人権侵害行為と同様に取り扱います。
7	知事不在時等の代理権者を定めるべき。	1	【その他】 具体的な事務を執行する主体を示すという法制的ルールに基づき、執行機関としての知事が主語になっているものであり、知事個人が判断・実施するわけではありません。
8	主語が知事になっているが、県ではないか。	7	
9	人権侵害されていることを知らない人に通知をして欲しい。	16	【検討しましたが原案を維持します】 被害者の特定や連絡先の正確な把握が困難であること、通知することの是非については慎重な判断を要すること等を踏まえ、県としては被害者への通知は行わず、啓発や相談体制の充実を通じた人権侵害の防止に努めます。
10	特定電気通信役務提供者に対しどこまで強制力をもてるのか不明。	1	【その他】 多くのプラットフォーム事業者は独自の削除基準を設けており、県からの削除要請によって、こうした基準に基づく自主的な対応が促される効果があると考えております。
11	裁判手続きなしに行政が表現を規制するのはおかしいため、条例案の廃止を希望する。	1	【その他】 県が条例で特定電気通信役務提供者に対し削除を強制することはありません。 情プラ法でも、削除義務ではなく削除申出への対応義務を定めるにとどまり、削除するか否かは事業者の判断に委ねられています。
12	誹謗中傷や差別の判断は第三者機関を設けて行うべき。	5	【検討しましたが原案を維持します】 削除要請等の判断については即応が求められるため、迅速性を重視し、都度第三者機関に諮るのではなく、有識者の意見を踏まえて予め定めた基準に基づき、県担当部署が行うこととしました。
13	注意喚起のコメントを繰り返し書き込み、閲覧者に問題点を共有する試みが必要。	1	【今後の検討課題です】 ご意見は、今後の参考といたします。
14	家族や、委任した弁護士等の代理人など、被害者本人以外からの申出も対応できるようにすべき。	19	【ご意見を反映しました】 被害者ご本人からの申出により対応しますが、ご本人による手続きが難しい場合等は、ご本人に申出を行う意思があることを確認した上で、手続きのみ家族等の代理人によることを認める等柔軟に対応します。
15	削除要請を行うことについて賛成。	1	【その他】 (条例への賛同意見)
16	被害者自身が申出を先にするという要件を外すべき。	1	【検討しましたが原案を維持します】 行政の立場で削除要請を行うことは「表現の自由を委縮させるのではないか」「恣意的な運用につながるのではないか」といった疑念を招く恐れもあること等から、慎重に対応することとし、まずは情プラ法の活用により権利救済を図ることを原則としました。
17	申出に関係なく、モニタリング事業と連携し、削除要請を行うべき。	1	【既に盛り込み済みです】 条例第8条、第9条に規定のとおり、モニタリングを実施し、人権侵害情報であると認められるものについては削除要請を行うこととしております。
18	モニタリング及び削除要請は必要。	1	

7 行政指導(第10条)			
1	行政指導の判断は審議会等を経るべき。	13	【検討しましたが原案を維持します】 削除要請等の判断については即応が求められるため、迅速性を重視し、都度第三者機関に諮るのではなく、有識者の意見を踏まえて予め定めた基準にしたがって行うこととしました。

番号	意見等の概要	件数	県の考え方
2	行政指導の判断は知事の判断に委ねるべきではない。	2	【その他】 具体的な事務を執行する主体を示すという法制的ルールに基づき、執行機関としての知事が主語になっているものであり、知事個人が判断・実施するわけではありません。
3	当該者の定義を明確にする必要がある。	1	【検討しましたが原案を維持します】 「当該者」は、「前条の規定(第9条)による要請を行ってもなお削除措置が講じられていない場合」における「人権侵害行為を行った者」(不当な差別が含まれる人権侵害情報を特定電気通信により流通させた者)を指します。
4	加害者の意見を被害者も含めて検証することが必要。	1	【その他】 指導又は助言を行うにあたって、不当な差別的言動に係る人権侵害情報の内容、被害の状況等を考慮することとしており、その判断においては、両者の意見を踏まえて検討いたします。
5	発信者が明らかでない場合も県として侵害行為が行われているサイトに見解を書き込み、指導助言の次に裁判を行って削除を求めることを明記して欲しい。	1	【検討しましたが原案を維持します】 表現の自由への制約、萎縮に繋がりにかねないため、モニタリング、削除要請、指導又は助言以外の措置は行わないこととしました。

8 別に定める基準(第11条)			
1	基準を定める際に、透明性を確保し、複数の専門家の意見を取り入れるべき。	11	【その他】 表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意し、有識者の意見等、専門的な知見を踏まえて法的に整理して基準を定めます。
2	別に定める基準に加害者に対する厳しい内容を盛り込んでほしい。	1	
3	いくらでも基準が変更可能なような印象を受ける。条例案に明記すべき。	1	【その他】 基準を変更する際も、表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意し、有識者の意見等、専門的な知見を踏まえて法的に整理して定め、公表します。
4	批判と誹謗中傷は明確に分けられるべきであり、この区別をガイドライン等で示して欲しい。	1	【既に盛り込み済みです】 別に定める基準に記載します。
5	誹謗中傷であると誰がどのような基準で行うのか分からない。	1	【その他】 不当な差別が含まれる人権侵害情報であるか否かについては、別に定める基準に基づき、県担当部署が行います。
6	表現の自由その他の国民の権利に配慮する観点から、指導助言の準則や例示を、別に定める基準ではなく条例に定めるべき。	1	【検討しましたが原案を維持します】 表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意し、有識者の意見等、専門的な知見を踏まえて法的に整理して基準を定めます。また、社会状況の変化等に柔軟に対応し、より迅速かつ実効的な対応を可能とするため、詳細な事項は基準に定めることとしております。

9 透明性(第12条)			
1	状況の公表頻度を上げて欲しい。	1	【今後の検討課題です】 概況を把握するには年1回の公表が適切であると考えておりますが、ご意見は、今後の参考といたします。
2	公表しなくてもよい選択肢により、恣意的に情報をコントロールできる懸念がある。	1	【意見を反映しました】 公表に際し被害者の個人情報に配慮すべきケースを想定してただし書きを設けましたが、個人情報に配慮することは当然であり、透明性確保の観点で懸念を招く恐れもあるため、ただし書きを削除します。
3	ただし書きを削除して欲しい。	1	
4	どこまで個別具体的に記載するのか、公表内容が不明瞭。匿名化や個人情報に配慮する基準がない。	1	【その他】 削除要請等を実施した件数、その分類(どの人種等の属性を理由とした不当な差別か)を公表する方向で検討しています。公表に際しては個人情報に配慮します。

10 行財政上の措置(第13条)			
1	人権行政に関する予算を拡充すべき。	20	【今後の検討課題です】 ご意見は、今後の参考といたします。

番号	意見等の概要	件数	県の考え方
2	議会の承認が得られない場合はどのように予算措置を行うのか。	1	【その他】 議会の承認が得られるよう、丁寧な説明に努めます。

11 罰則等			
1	罰則を設けて欲しい。	22	【検討しましたが原案を維持します】 表現の自由への制約、萎縮に繋がりがかねないため、指導又は助言より強い措置は行わないこととしました。 条例自体に罰則は規定していませんが、誹謗中傷やプライバシー侵害は、名誉毀損罪や侮辱罪などの刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となりうるため、こうしたことも含めて啓発を実施してまいります。
2	氏名の公表を盛り込むべき。	23	

12 その他（条例関連）			
1	無らい県運動の反省を盛り込んでほしい。	1	【今後の検討課題です】 ご意見は、今後の参考といたします。
2	表現者を特定し、民事・刑事の責任を負わせる視点が必要。	2	
3	開示請求がいかに大変かを理解していない。	1	
4	抜け道を探して他者を傷つける人から県民を守る条例にしてほしい。	1	
5	SNS等で誹謗中傷がおきにくい仕組み作りと、それを使う人間のモラルを高めることを重視する内容を条例にも取り入れてもらいたい。	1	
6	逐条解説を作成してはどうか。	1	
7	憲法で保障された「表現の自由」を制約するこの条例は違憲である。	1	【その他】 本条例は、啓発や相談体制の整備、不当な差別への対応などの県が取り組むべき施策を定め、人権侵害を許さない、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指す趣旨のものです。なお、不当な差別への対応は、表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意して定める基準に基づき行います。
8	県が都合の悪い人を黙らせるために条例を使用することが考えられる。	1	
9	(単に条例制定に賛成の意思表示をするもの)	3	【その他】 -
10	「交流」を「交流や情報交換等」に修正すべき等の前文中の文言の修正意見。	1	【検討しましたが原案を維持します】 検討しましたが、原案を維持することとしました。
11	人権侵害は一部の意図的な特定者によるものであることを前提とした記載に変更すべき等の前文中の文言の修正意見。	1	
12	県民が県民に対して行うネット上での人権侵害行為をどう防ぎ対処するか、にしか触れられていない。	1	【その他】 発信者が県民か否かを問わず、県民が被害を受けた場合は、本条例の対象となります。
13	前文の「跡を絶たず」は「後を絶たず」とすべき。	1	【検討しましたが原案を維持します】 法律(犯罪被害者等基本法)で「跡を絶たず」の漢字を使用していることを踏まえて、「跡を絶たず」としました。
14	第1条に目的規定を置くべき。	1	【検討しましたが原案を維持します】 目的は前文に記載されているため、目的規定を置かないこととしました。
15	各議会会派から代表1名と県の担当部局による委員会を設置し、条文の主語を県や知事ではなく、委員会とすべき。	1	【検討しましたが原案を維持します】 削除要請等の判断については即応が求められるため、迅速性を重視し、都度第三者機関に諮るのではなく、有識者の意見を踏まえて予め定めた基準に基づき行うこととしました。

番号	意見等の概要	件数	県の考え方
16	条例の対象にテレビ・新聞・雑誌による誹謗中傷を加えるべき。	1	【今後の検討課題です】 ご意見は、今後の参考といたします。
17	インターネット上のものだけを対象とすべきでない。	1	
18	誹謗中傷について踏み込まないなら条例名から誹謗中傷を抜くべき。	1	【検討しましたが原案を維持します】 本条例の意義は、ネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別的言動等の発信及び拡散による人権侵害が跡を絶たず、深刻な社会問題となっていることから、誹謗中傷等を行わないこと等を県民の責務として定めるとともに、啓発や相談体制の整備、不当な差別への対応などの県が取り組むべき施策を定め、インターネット上の人権侵害を許さない社会の実現に向けた取組を県全体で目指すこととする点にあります。

13 その他（人権行政関連）			
1	街頭のヘイトスピーチ対策の条例を希望する。	1	【今後の検討課題です】 ご意見は、今後の参考といたします。
2	地方人権委員会を設置すべき。	22	
3	総合的な人権条例をつくるべき。	1	
4	学校等での人権教育を強化すべき。	1	
5	継続的に市民の声を反映できる場を設けるべき。	1	
6	著作権や肖像権の啓発が必要。	1	
7	課の設置、予算措置をすべき。	1	
8	不当な差別が含まれない誹謗中傷であっても、民事上や刑事上で責任を問われる可能性があることを、条例を発する際の知事メッセージ等で明確に表現する方がよいと思う。	1	
9	鳥取県と類似の制度をつくる必要がある。	3	

14 その他（上記以外）			
1	(県政批判、SNS自体や法制度へのご意見など、条例とは直接関係の無いもの等)	34	【その他】 -